

平成30年第4回那珂川町議会定例会

議事日程(第2号)

平成30年9月5日(水曜日) 午前10時開議

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(13名)

1番	福田浩二君	2番	吹場寿郎君
3番	大金清君	4番	川俣義雅君
5番	益子純恵君	6番	小川正典君
7番	鈴木繁君	8番	石川和美君
9番	益子明美君	10番	大金市美君
11番	川上要一君	12番	阿久津武之君
13番	小川洋一君		

欠席議員(なし)

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	福島泰夫君	教育長	小川浩子君
会計管理者兼会計課長	橋本民夫君	総務課長	高林伸栄君
企画財政課長	益子雅浩君	税務課長	小松重隆君
住民課長	薄井桂子君	生活環境課長	大武勝君
健康福祉課長	立花喜久江君	子育て支援課	稲澤正広君
建設課長	益子泰浩君	農林振興課長	坂尾一美君
商工観光課長	薄井亮君	小川出張所長	藤田善久君
上下水道課長	田代喜好君	農業委員会事務局	大森新一君

学校教育課長 板橋了寿君 生涯学習課長 佐藤裕之君

職務のため議場に参加した者の職氏名

事務局長 笹沼公一 書記 岩村房行
書記 長 家佳奈子

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

- 議長（小川洋一君） ただいまの出席議員は13名であります。
定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。
-

◎議事日程の報告

- 議長（小川洋一君） 本日の議事日程につきましては、お手元に配付したとおりでありますので、ごらん願います。
-

◎一般質問

- 議長（小川洋一君） 日程第1、一般質問を行います。
-

◇ 益子純恵君

- 議長（小川洋一君） 5番、益子純恵さんの質問を許可します。

益子さん。

〔5番 益子純恵君登壇〕

- 5番（益子純恵君） 改めまして、おはようございます。5番、益子純恵です。

昨日、けさと台風21号の影響で大雨と暴風、また地震等心配されましたが、当町では大きな被害はなかったと伺いました。被害に遭われた皆様には心よりお見舞いを申し上げます。

それでは、議長より発言の許可をいただきましたので、通告書に基づきまして一般質問を行います。

今回は、大きく3項目について質問いたします。第1項目として、町の将来を見越した地

域振興について、第2項目として、準中型免許の新設に伴う消防団員の消防自動車の運転について、第3項目として、町内小学校のプールについて、以上3項目について質問させていただきますので、明瞭簡潔な答弁をお願いいたします。

それでは質問に入らせていただきます。

第1項目として、町の将来を見越した地域振興について伺います。

栃木県内を見渡してみますと、各市町に県営の施設、県営都市公園が点在しており、各市町に外から人を呼び込む原動力になっています。一例を挙げますと、大田原市のなかがわ水遊園、宇都宮市の栃木県子ども総合科学館、高根沢町の鬼怒グリーンパーク、那須塩原市の那須野が原公園及びファミリープール、真岡市の井頭公園及び万人プール、宇都宮市のとちのきファミリーランドがあります。いずれも多くの方が訪れております。

那珂川町には、このような県として力を入れている施設がないように感じております。このような県の施設は、地域振興に対してプラスの要素として大きく寄与しているものと思われます。逆に、当町には栃木県初の産業廃棄物の最終処分場が建設されることが決まり、運営開始に向けて動き出しているところです。この施設も県営の施設ではありますが、先ほどのように那珂川町の地域振興に対してはプラスの要素として働くものではありません。

私は、今回の質問でこの施設のよしあしの議論はいたしません。ただ、マイナスの要素の強いものをつくるのであれば、それを払拭できるだけのプラスの要素を持つものをつくっていただけるよう、町として県に強く要望していただきたいと考えております。

町総合振興計画後期基本計画のまちづくり3大重点プロジェクト、「自然・環境との共生」推進プロジェクトに、環境学習施設の誘致というプロジェクトが挙げられております。子供から大人まで楽しく学べる施設とするとうたわれております。県営の施設を誘致することで、3大プロジェクトのうち、「新しい人の流れ創出」推進プロジェクト、交流人口の増加にかかわる施策「雇用の創出」推進プロジェクト、循環型社会の構築の推進にもつながります。

ただ、環境学習施設と一言と言っても、箱物だけつくっていただいても、人の流れ、町外から人を呼び込むことはかないません。隣接する大田原市にあるなかがわ水遊園、本町小口にある青少年旅行村グリーンヒル施設関連の皆様のご努力のもと、この夏もとても多くの方が訪れてくれたようです。こういった近くにある人の流れのある施設に関連性の強い施設を誘致することで、外から人を呼び込む交流人口をふやす原動力にしていきたい、そのように考えております。

関連性の強い施設というのは、自然と生き物、人が共存できることを強調できる動物園の

ような施設が理想です。日本全国を見ても公営の動物園が多くあります。本県にはございません。また、生き物のいる施設であれば、環境学習施設の誘致でもうたわれているバイオマス発電とも関連性を持たせることができ、新たな産業を興す環境により活力のある循環型社会の構築に寄与することができます。

これらのことは町が単独でなし得ることはできません。県に継続的に強く要望していただくことにより実現できることです。

そこで、細目2点について伺います。

1点目、現在、町内にある県営施設にはどのようなものがあるのかを伺います。

2点目、町の将来を見越し、町外の方々を呼び込むことのできる県営施設を要望すべきと考えますが、町としての考え方を伺います。

以上2点について伺います。

○議長（小川洋一君） 町長。

〔町長 福島泰夫君登壇〕

○町長（福島泰夫君） 改めまして、おはようございます。

町の将来を見越した地域振興についてのご質問にお答えいたします。

まず1点目、町内にある県営施設はどのようなものがあるかについてですが、現時点においては、栃木県障害者保養センター那珂川苑、栃木県那珂川警察署等警察関連施設、栃木県立馬頭高校であります。

次に2点目、町外の人を呼び込むことのできる県営施設の要望についてですが、町では、環境のまちづくりを基軸とする那珂川町地域振興計画において、県に対する環境学習施設の誘致について記載しております。しかし、現時点では、環境学習施設のほか、町外の人を呼び込むような観光施設やスポーツ施設等、県営施設の要望に向けた取り組みはございませんが、今後、新たな県営施設の誘致についても要望してまいりたいと考えております。

○議長（小川洋一君） 益子純恵さん。

〔5番 益子純恵君登壇〕

○5番（益子純恵君） それでは、1点目について再質問をいたします。

今、町長からご答弁をいただきました町内の県営施設、那珂川苑、警察関連施設、馬頭高校ということでした。馬頭高校につきましては、地元の皆様のご尽力もあり、町内外から生徒の皆さんが通ってこられております。県としても力を入れていただいております。

しかしながら、那珂川苑ですが、新聞報道等でご存じの方も多いと思いますが、県として

は民間に売却という方向性が決定しており、既に8月22日、25日に見学会が行われております。那珂川苑は、これまで町外からの誘客に寄与している面が大いにありました。今後、町外からの人の流れに少なからず影響するかと思いますが、交流人口の減少などの観点で町としてはどのように考えているか伺います。

○議長（小川洋一君） 町長。

○町長（福島泰夫君） 1点目の答弁で那珂川苑のことを申し上げましたが、それについての再質問ということで、栃木県障害者保養センター那珂川苑の売却に対する町の考えについてですが、先ほど益子議員がおっしゃられましたように、先月、その対象者といえますか、希望する方あるいは興味のある方を対象に見学会が催されたことは私も存じ上げております。

那珂川苑は、国際障害者年を記念し、障害者とその家族の方々に安心して気軽に宿泊、また休養していただけるよう設置された県立の保養所で、これまで多くのお客様にご利用されてまいりました。館内は段差がなく、お風呂には湯舟までのスロープを備えた、人に優しいバリアフリーの宿で、馬頭温泉郷の宿泊施設としても重要な役割を担ってこられました。

那珂川苑現地見学会の参加者募集案内においては、地域の発展や福祉の向上に寄与できるような事業者への売却を実施することとされており、活用の仕方によっては観光客を誘客する施設ではなくなることも想定されます。町といたしましては、民間活力による地域の発展、福祉の向上に最も効果的な施設の活用を期待しているところでございます。

○議長（小川洋一君） 益子純恵さん。

〔5番 益子純恵君登壇〕

○5番（益子純恵君） 今、町長もおっしゃられましたとおり大変重要な役割を担っている施設ですので、今後も那珂川町のために、福祉の向上、それから人を呼び込むための施設として活用されることを期待しております。

それでは、2点目の再質問に入らせていただきます。

那珂川町地域振興計画の最終年度が2021年度ですが、環境学習施設の誘致等、目標を達成していないものがあります。しっかりと町の振興計画等に具体的なものを反映させていく必要があるかと思えます。どのようなものをつくるということを要望していくのかということも、ある程度、具体的に示していかなければならないのかなと考えておりますが、冒頭で私がお話しさせていただいたような町外からの人の流れをつくり、交流人口の増加にもつながり、かつ生き物がいることにより当町で進めているバイオマス発電にも寄与できる自然環境との共生を広くアピールできるような施設を要望していただくことはできますでしょうか。

計画が達成できていない以上、今後も必要な計画を整備していくことが重要です。計画倒れになってしまったというようなことがないように、継続して地域振興計画を策定していく必要があるかと思えます。2021年度の計画終了後も必要に応じて計画をつくる考えがあるかどうかを伺います。

○議長（小川洋一君） 町長。

○町長（福島泰夫君） ただいま2点目のご質問でございます。

先ほど益子議員がおっしゃいましたように、箱をつくって置いていかれたのでは非常に困る、私も同感でございます。県にも常々そのように申し上げております。

自然環境との共生をアピールできる施設の要望についてでございますが、先ほどお答えしたとおり、県に対する環境学習施設の誘致については、環境のまちづくりを基軸とする那珂川町地域振興計画において要望することといたしております。

この計画は、平成33年度を目標年次とする10カ年計画であり、今後策定する平成33年度から37年度までの第2次那珂川町総合振興計画後期基本計画と整合性を図りながら、新たな環境のまちづくりを基軸とする那珂川町地域振興計画の策定において、議員のご意見も参考にどのような内容の施設がふさわしいか検討し、県へ要望してまいりたいと考えております。

また、県のほうにも、一つの部署ではなくて各部とか課で横断的に検討してくださるようなお話は常々させていただいております。よろしく願いいたします。

○議長（小川洋一君） 益子純恵さん。

〔5番 益子純恵君登壇〕

○5番（益子純恵君） 計画終了後も継続して要望していただけるようお願いいたします。

このような大きなものを要望する理由は、町の将来を考えたときにしっかりと町外からの人の流れをつくっておかなければいけないと感じているからです。

ご承知のとおり、産業廃棄物の処分場が建設されるに当たりまして、県としては手厚い圃場整備、周辺環境の整備等をしてくださっております。圃場整備に当たっては、国からも、通常は50%の割合のところ55%の補助がでています。もちろん、県としても通常より多くの割合で補助を出してくれております。しかし、今以上の地域振興のための整備を求めてもいいのではないのでしょうか。

この処分場を那珂川町に建設するに当たり、町は相当の覚悟を持って決断したわけです。その周辺整備を県が行うのは当然のことです。この最終処分場は、県の産業の振興には大きな役割を果たすものとなります。町に対しては、受け入れる決断をした町の振興を強く考え

ていただかなくてはいけないと考えます。

例えば、必要だけれどもいわゆる迷惑施設、市町村が設置するし尿処理施設や一般廃棄物の焼却施設などの設置に当たっては、栃木県の環境保全公社がその受け入れる市町村に対し、周辺環境整備に対して一定の補助を出しています。市町村が設置する迷惑施設に対して県が補助を出しています。今回の処分場は県の事業ですのでこの考えには該当しませんが、当町に対しては、相当の覚悟を持って周辺整備、地域振興に寄与する事業をしていただくという考えを持ってもいいのではないのでしょうか。

また、地域振興支援のための交付金を出していただいてももちろん大切なことではありますけれども、必要などころにというところで修繕等に活用していただいておりますので、最終的には、形に残る、人の流れをつくるようなものは何も残らないということになってしまいます。

町長が常々おっしゃっておられますが、一桁の国道もない、新幹線もない、鉄道もない、こういう町にどうやって人を呼び込むか、まさに今、どうやって交流人口をふやしていくのか、それを真剣に考えるべきときに来ています。一段落したらというのでは遅過ぎます。もともと地域振興計画に環境学習施設の誘致というものがうたわれておりますので、今後も継続して具体的な計画を打ち出してくださいまして、産業化を目指すこれまでにないような先進的な事例を誘致することで、環境産業にも活力が出る、そしてこの町にも交流人口がふえる、このように考えます。

これらを踏まえて改めて町としての考えを伺います。

○議長（小川洋一君） 町長。

○町長（福島泰夫君） ただいま益子議員のおっしゃったとおりでございます。

ただ、振興策として、それから地域振興のお金も県からいただいております、それをしっかりといろんな方面に使わせていただいております。

また、圃場整備も、今、進んでいる途中でございますが、地域の方々には非常に喜ばれております。それからそのほかに、和見地区の方々からは集会所の整備を早くしてほしいとか、いろんな要望が出されておりますので、それらも真摯に、できる限り早い段階でできるようにしてまいりたい、このように考えております。

それと、環境学習施設につきましては、先ほどお答えしたとおり、県の各課横断的に、環境森林部だけではなくて教育委員会とかいろんな部署がございますので、そちらで横断的に検討してほしい、このように申し上げます。

それと、処分場本体でございますが、これは迷惑施設、間違いないことではございます。しかしながら、この迷惑施設、これも常々申し上げているとおり、本当に素晴らしい施設をつくってほしいということで、できた暁には多くの方々がそこを訪れ、先進的な施設として見ていただける、そのような施設の建設要望しておりますので、皆様のご理解もお願いしたいと思っております。

○議長（小川洋一君） 益子純恵さん。

〔5番 益子純恵君登壇〕

○5番（益子純恵君） ぜひとも町の将来を見据えていただきまして、地元の方を大切にしつつ継続的に強く県に要望して下さるよう期待いたします。

それでは、第2項目、準中型免許の新設に伴う消防団員の消防自動車の運転について伺います。

道路交通法の改正に伴い、平成29年3月12日から、普通自動車、中型自動車、大型自動車に加えて、車両総重量3.5トン以上7.5トン未満の自動車が新たに準中型自動車として新設され、これに対応する免許として準中型免許が新設されました。これにより、平成29年3月12日以降に取得した普通免許で運転できる自動車の総重量は3.5トン未満となりました。

簡単に申し上げますと、新たな免許制度での普通免許は、最大積載量2トン未満、車両総重量3.5トン未満の車までが運転できるということになりますので、その重量等を超える消防自動車については、新たに設けられた区分である準中型以上の免許を取得しなければならないことになりました。あくまで平成29年3月12日以降に免許を取得した方に限ります。これ以前に免許を持っていた方はこれまでどおりです。

那珂川町の消防団員の皆様には、日ごろから町民が安心して暮らすことができるよう昼夜を問わずご尽力をいただいておりますことを、この場をおかりして感謝を申し上げます。

若い世代の消防団員の確保という点で大変苦慮されているかと思っております。そんな中で、この準中型免許の新設という問題は、将来、担い手不足を招く懸念材料として軽視できないものと考えます。若い世代ではオートマチック限定の普通免許を持つ方も多くおられますので、あわせて今後の課題ではないでしょうか。

総務省消防庁では、今年度、準中型免許を取得する消防団員の教習所の費用を自治体が団員に助成した場合、その金額の一部に特別交付税措置を講じることとなりました。消防団員が準中型免許を取得する経費を助成すること等により、それらの自動車の運転者を確保する取り組みを行うよう促しております。

そこで、細目4点についてお伺いいたします。

1点目として、消防団員のうちオートマチック限定免許を持つ団員数について把握しているか伺います。

2点目として、道路交通法改正に伴う準中型免許の新設により、消防団の所有する消防自動車を運転することができない団員数を把握しているか伺います。

3点目として、当町の消防団の車両のうち準中型免許がなくては運転できない車両の台数を伺います。

4点目として、団員の確保、若い世代の団員の活動継続のために、準中型免許の取得及びオートマ限定解除のための費用の補助を早急に開始すべきと考えますが、町としての考え方を伺います。

以上4点について伺います。

○議長（小川洋一君） 総務課長。

○総務課長（高林伸栄君） 準中型免許の新設に伴う消防団員の消防自動車の運転についてのご質問にお答えします。

まず1点目、オートマチック車限定免許を持つ団員数についてですが、団員の中にはオートマ限定免許の方もいるということを知ったことがあります。団員数までは把握しておりませんので、今後、実態調査を行ってまいりたいと考えております。

次に2点目、準中型免許新設により消防自動車を運転できない団員数の把握についてですが、ことしの6月に全消防団員を対象として運転免許の保有状況調査を行いました。平成29年3月12日以降に取得された車両総重量3.5トン未満の車両のみを運転できる普通免許の保有団員数は3名という結果でした。

次に3点目、消防団車両のうち準中型免許が必要となる車両の台数についてですが、現在、消防団で保有する消防車両は消防ポンプ自動車18台、小型動力ポンプ積載車12台の計30台ですが、全て総重量3.5トン以上となっておりますので、平成29年3月12日以降に取得の普通免許では運転ができず、準中型免許が必要となっております。

次に4点目、準中型免許の取得及びオートマ限定解除のための費用の助成についてですが、3.5トン未満の車両またはオートマ車両は1台もなく、現在の普通免許並びにオートマ限定免許の団員は、緊急時であっても消防車両を運転することはできない状況です。

国からの通達により、ことし4月より、平成29年3月12日以降に普通免許を取得された新規加入団員が準中型免許を取得する経費に対して地方公共団体が助成を行った場合、助成

額について特別交付税措置を講ずることとなっております。しかしながら、県内市町で独自に補助制度を作成しておりますのは那須塩原市のみとなっております。

今後、オートマ限定、3.5トン未満の普通免許のみの取得の新団員が加入されることも見込まれます。緊急時に消防車両を運転できる団員がいないということも想定されますので、準中型免許の取得補助制度並びにオートマ限定解除の補助制度について、今後、県内市町の動向を踏まえて検討してまいりたいと考えております。

○議長（小川洋一君） 益子純恵さん。

〔5番 益子純恵君登壇〕

○5番（益子純恵君） 1点目、2点目については了解いたしましたので、3点目について再質問をいたします。

先ほどの総務課長の答弁で、今ある全ての車両が新設された準中型免許で運転できる車両ということがわかりました。今後、買いかえをすべき車両が出てくるかと思いますが、自治体の中には、この準中型免許がなくても運転できる車両に順次入れかえていくところもあるようです。また、消防庁でも新制度の普通免許で運転可能な消防自動車の活用の検討を促しているようですが、この那珂川町の中山間地域という地域柄を考えますと、単に新制度に該当する車両を導入すれば済むというわけにはいかないかと思えます。いざというときに二駆だから坂が上がれないなど活動に支障が出るのが一番心配ですので、車両の機能は維持していただきたいと思えます。

それとの関連性でいくと、オートマチック車の導入も、当町の地域柄やはり現実的ではないと思えます。その点に関しましてはどのようにお考えですか。

○議長（小川洋一君） 総務課長。

○総務課長（高林伸栄君） 議員のご指摘のように、現在の車両は四輪駆動であります。そしてマニュアル車でございます。そのような関係上、車両重量のほうも3.5トン以内にはおさまっておりません。今後消防活動のことを考えますと四輪駆動車で、そしてマニュアル車ということで考えておりますので、補助制度のほうの県内の動向を踏まえながらそちらで対応していきたいというふうに考えております。

○議長（小川洋一君） 益子純恵さん。

〔5番 益子純恵君登壇〕

○5番（益子純恵君） ぜひとも車両の性能は維持していただきまして活動に支障を来さないようご配慮いただきたいと思えます。

それでは、4点目の再質問に入らせていただきます。

ただいま各市町の動向も踏まえてということで前向きなご答弁をいただきました。また、若い世代の免許取得者の中では、オートマチック限定の免許を取得される方が少なくありません。免許を取得する時点で消防団に加入するということを決めている方は別として、免許を取得してからその必要性に迫られることもあるかと思います。広く多くの方に消防団に加入していただくためには、オートマチック限定解除のための費用の助成も今後検討される必要があるかと思います。

これについては、特別交付税の対象となっていないかと思いますが、もし助成の制度をつくるとすれば町独自のものとなるかと思いますが、そこについては、町民の安心・安全な生活のために日々活動してくださっている方のことを考えれば、手厚い制度を設けてもよいのではないかと思います。その点に関してはどうでしょうか。

○議長（小川洋一君） 総務課長。

○総務課長（高林伸栄君） 先ほどの準中型免許につきましては、町で組織する町村会のほうで県補助の要望等も行っております。そちらについてはその動向を見据えながら進めてまいりたいと考えておりますが、オートマに関しては、議員ご指摘のように補助制度等はございません。そちらについても、これからの新団員についてはオートマ車ということが考えられますので、あわせて検討していきたいと考えております。

○議長（小川洋一君） 益子純恵さん。

〔5番 益子純恵君登壇〕

○5番（益子純恵君） あわせて検討していただければと思います。

4点目についてもう一点お伺いいたします。

準中型免許の取得費用の助成は早急に開始すべきものかと思われまます。また、割合等が示されていないということですので、先日、総務省消防庁の担当の方とお話をさせていただきました。今後どのような方向になるのか伺いました。町で助成制度を設けても、県で全て負担するような動きになってくれば補助をする必要性がなくなることをお伝えいたしました。総務省財政課の担当の方に確認させていただいたところ、交付税の割合等はここで触れませんが、見切り発車にはならないようです。既に8月9日付で、総務省財政課から県に対して準中型免許の助成額と団員数の照会を行っているようです。

県内では、先ほども課長がおっしゃいましたとおり、那須塩原市が唯一、中型免許の助成を開始されているようです。ただ、那須塩原市の職員さんにお伺いしましたところ、これは、

市内の消防団の中で大型のタンク車を所有しているところがあって、以前、中型免許が新設された際にこの車両を運転できない団員が出てきてしまったことにより助成を開始したとのことです。今回新設された準中型免許に対しては対応していないようです。ですので、那珂川町が助成を開始した場合、恐らく県内初という事例にもなるかと思えます。

あくまで予定とのことですが、12月の特別交付税に反映される予定ですので、県外では既に助成を開始している自治体も多くありますので、当町においても早急に開始していただくようお願いするところです。改めて、早期に開始していただく予定があるかどうか伺いたします。

○議長（小川洋一君） 総務課長。

○総務課長（高林伸栄君） 先ほどの答弁の中でオートマ車の限定の団員というのを把握していないということを申しましたが、早急に調べまして、そちらとあわせて早急な対応を考えております。

○議長（小川洋一君） 益子純恵さん。

〔5番 益子純恵君登壇〕

○5番（益子純恵君） ぜひ早急な対応をよろしく願いいたします。新たに消防団に加入してくださった団員の皆様が免許という面で気おくれして肩身の狭い思いをしないように、ぜひともよろしく願いします。

また、これは要望になりますけれども、費用の面では助成という形がとれるかと思えます。しかし、免許取得のためには、仕事を休んで教習に通われる方がほとんどになるかと思えます。団員の皆様が勤務される事業所に対して、教習のために休業する団員の皆様に対して格別のご配慮とご理解をいただき、安心して教習に通えるよう、町としても誠意を持ってお願いしていただくというような対応をどうぞよろしく願いいたします。

それでは、3項目め、町内の小・中学校のプールについて質問いたします。

当町の小・中学校のプール及び町民プールは、皆さんもご存じのとおり、かなり老朽化が目立ってきております。現在プールのない小・中学校もあります。このような状況の中で、今後、老朽化対策も含め、小・中学校のプール及び町民プールのあり方を再検討する時期に来ているのではないかと思います。

そこで、細目4点について伺います。

1点目として、当町の小学校のプール及び町民プールの現状について伺います。

2点目として、馬頭小学校のプールが今年度利用休止となっておりますが、その原因と再

開の予定について伺います。

3点目として、夏休み期間における来年度以降の小学生のプールの利用に向けてどのように考えているかを伺います。

4点目に、今後の小学校のプールのあり方についての考えを伺います。

以上4点について伺います。

○議長（小川洋一君） 学校教育課長。

○学校教育課長（板橋了寿君） 町内小学校のプールについてのご質問にお答えします。

まず1点目、小学校のプール及び町民プールの現状についてですが、現在、町内小学校の全てにプールが設置されており、築39年から、古いもので築50年が経過しております。町民プールにおいても築41年が経過しております。いずれのプールも老朽化が著しく、毎年、小修繕を行いまして維持管理している状況であります。

2点目、馬頭小学校のプールについてですが、馬頭小学校のプールは、平成23年度に町民プールから学校プールに移管され、築50年が経過し維持管理を行ってまいりましたが、昨年度、ろ過器が故障し、製品が古く部品が交換できず、工事費が高くなることから使用を中止している状況になります。そのため、今年度は、さくら市の民間のプールを活用し授業を実施いたしました。

児童が安心・安全に使用するためには、今後、建てかえや大規模改修が必要であると考えております。しかしながら、多額な財政負担を伴うことから、今後、町民プールや民間プールの活用も含め検討したいと考えております。

3点目、夏休み期間のプールの利用ですが、現状においては当分の間、町民プールでの利用をお願いしたいと考えております。町民プールへの送迎については、学校教育外の利用でありますので個人の対応となりますが、何らかの支援ができるかどうかも含めて検討していきたいと考えております。

4点目、今後の小学校のプールのあり方についてですが、現状において小学校プールは授業での使用期間が夏季の約1カ月程度であり、維持管理費用が多額となっている状況でありますので、費用対効果を踏まえ、これまでの1校に1つのプールという考えではなく、効率的なプールの活用を検討してまいりたいと考えております。よろしく申し上げます。

○議長（小川洋一君） 益子純恵さん。

〔5番 益子純恵君登壇〕

○5番（益子純恵君） それでは再質問に入らせていただきます。1点目については再質問は

ありませんので、2点目の再質問に入らせていただきます。

毎年さまざまな原因で故障等があり、学校の教職員の皆様にはご苦勞があることは承知しております。昨年度は、ろ過器が故障しており部品が交換できないということで休止されているということは承知いたしました。

ことは、さくら市のB&G海洋センターのプールを利用されておりましたが、今後ずっとそれを継続していくのもいかがかなと思います。行き帰りに多くの時間を要することも含めて、生徒の安全面を第一に考えていただきまして、また建設後50年が経過しておりますので、大規模改修もしくは建てかえという方向性も含めて検討していただきたいと思います。

いずれにしても、多額の費用がかかってきますので、何が一番いいのか、廃止ありきの考え方ではなく再検討していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（小川洋一君） 学校教育課長。

○学校教育課長（板橋了寿君） 先ほどもお答えいたしました。夏休み期間中において町民プール等で対応が可能であると考えておまして、馬頭小学校のプールの再開はちょっと考えておりません。

老朽化したプールについては、今後の対応といたしまして、各学校に新たにプールをつくるという考えはございません。

○議長（小川洋一君） 益子純恵さん。

〔5番 益子純恵君登壇〕

○5番（益子純恵君） ただいまの答弁で了解いたしました。

では、3点目について再質問に入ります。

夏休みのプールの利用は町民プールを活用してとのことですが、送迎が基本的に個人での対応となりますので、行きたいけれども行けないというお子さんが出てくるかと思えます。なかなか送っていけないのよという声も聞こえてきます。バスでの送迎だけでの問題ではなく、プールに入っている間の安全面も検討事項ではあるかと思えますけれども、まずはスクールバスを利用して送迎することが可能かどうかを伺います。

○議長（小川洋一君） 学校教育課長。

○学校教育課長（板橋了寿君） スクールバスなどを利用して子供たちを送迎することでも支援の一つと考えております。

○議長（小川洋一君） 益子純恵さん。

〔5番 益子純恵君登壇〕

○5番（益子純恵君） スクールバス等を利用して送迎ということも考えていただきながら、多くのお子さんが夏休みにプールを利用できるような方法を来年度以降ぜひ検討していただきたいと思います。

それでは、4点目の再質問に入ります。

今後の小学校のプールのあり方ですが、小学校のプールの授業は確かに夏の1カ月程度になります。また、必要な時間数も最低10時間程度ということです。それに対しまして、毎年プールの修繕に経費を支出しており、維持管理費用が多額になるのはわかります。

ただ、町民の皆様、保護者の皆様に、一つの学校に一つのプールというのが当たり前と、今は皆さん考えておられるかと思います。そういった町民の皆様、保護者の皆様にまずは意見を聞き、ご理解をいただくことが必要かと思っておりますけれども、そういったお考えはありますでしょうか。

○議長（小川洋一君） 学校教育課長。

○学校教育課長（板橋了寿君） 今、議員のおっしゃられたとおり、学校の考え方や意見なども聞きながら判断をしていきたいと思っております。

○議長（小川洋一君） 益子純恵さん。

〔5番 益子純恵君登壇〕

○5番（益子純恵君） ぜひ学校の関係者、保護者の皆様の意見をしっかりと取り入れて反映させていただきたいと思います。

4点目についても一つの再質問になりますけれども、先ほどの答弁で、費用対効果ということで施設を集約して各学校が使えるような施設というお話でしたけれども、具体的にはどのような方法を検討されているのでしょうか。

○議長（小川洋一君） 学校教育課長。

○学校教育課長（板橋了寿君） 先ほどもお話しいたしましたけれども、町民プールなどを活用できればと思っております。

○議長（小川洋一君） 益子純恵さん。

〔5番 益子純恵君登壇〕

○5番（益子純恵君） 町民プールを活用していくということですが、今後の学校のプールを考えていく上では、町民プールのあり方も同時に考えていかなければいけないような気がいたします。町民プール自体もかなり老朽化が進んでいるかと思っておりますので、今のままのプールで学校の授業を各学校で実施していくということになると、危険などが生じてくる

のではないかと思います。修繕をするにしても費用等が大きくなり、結局、学校のプールと同じことになってしまうのではないかと思いますけれども、その点に関してはいかが考えておられますでしょうか。

○議長（小川洋一君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（佐藤裕之君） それでは、町民プールの現状と修繕費用等についてご説明を申し上げます。

町民プールにつきましては、昭和52年に建設されまして建設後41年が経過しております。経年劣化などによりまして施設の老朽化が進んでいるのが現状であります。さらに、付随いたしますろ過器等機械設備につきましても同様に老朽化が進んでおり、メンテナンスを実施しながら、ろ過器の修繕・交換や漏水対策など、優先度が高い修繕箇所から順次改修を行いながら施設の維持に努めているところでございます。

特にプールサイドの劣化は著しく、安全にプール学習を行うためには速やかな対策を講ずる必要があると認識しております。

プールサイドや床タイルの全面改修、プールの槽内の改修が必要な場合など多額な工事費が考えられ、今後、抜本的な改修を含め検討を要するものと考えております。

○議長（小川洋一君） 益子純恵さん。

〔5番 益子純恵君登壇〕

○5番（益子純恵君） 町民プールを大規模に改修するのにも多額の費用がかかるということで、抜本的に考えていく必要があるということです。

後々、町民プールを各学校の授業に使用するということになるのと、それぞれの学校の間で調整が必要になってくるかと思えます。学校のプールの時期は、梅雨の時期の長雨ですとか、あるいは、ことしのように猛暑であれば水温、プールサイドともに大変高温になり、プールの授業自体を中止しなくてはいけないこともあるかと思えます。また、プールの授業中での熱中症の懸念も出てきます。なかなかうまく調整がつかないように感じます。

もし各学校に1つのプールの整備が本当に困難であり、施設を集約するという方向性をつけていくのであれば、思い切って全天候型のプールで1年中使用できるような、そして学校の生徒だけでなく町民の皆様にも使用していただくというような、そういったプールを新設するという考えも必要になってくるかと思えますけれども、その点に関してはいかがでしょうか。

○議長（小川洋一君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（佐藤裕之君） お答え申し上げます。

思い切って全天候型プールを新設するという考えも必要ではないかということでございますが、今後、方向性を出す中で検討要素の一つとして視野に入れて検討してまいりたいと考えております。

○議長（小川洋一君） 益子純恵さん。

[5番 益子純恵君登壇]

○5番（益子純恵君） 今後のプールのあり方については、保護者の皆様、町民の皆様の意見を反映させていただきたいと思います。今のところ、何となく保護者の皆様が置き去りになっているような印象が強いので、しっかりと意見を取り入れていただきたいと思います。現状でプールが使用できない小学校だけでなく、町内の小学校の保護者に対してしっかりと意見を聞く場を設けていただいて、不公平感のないように理解を得てから前に進めていただきたいと思います。

先ほど来、町民プールを活用するという方向性が示されておりますけれども、答弁の中にもありましたように、費用対効果ということを考えるとすれば町民プールを新設する検討が必要になってきます。いずれにしましても文部科学省から補助が出るかと思っておりますけれども、その補助率はいかほどになるかということをお伺いいたします。

○議長（小川洋一君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（佐藤裕之君） お答え申し上げます。

費用対効果につきましてでございますが、まず町民プールでございますけれども、年間に要するいわゆる維持管理経費でございますけれども、監視員の人件費等を含めまして、おおよそ100万前後かかっております。また、各年によりまして修繕内容が異なりますけれども、おおよそ修繕費用には、ろ過器の交換等々含めまして200万前後の費用がかかってまいります。合計、年間で300万程度の支出が予想されるところでございまして、効果を考えた場合は、大規模な改修あるいは新設を検討すべきだと考えております。

補助率のご質問でございますが、現段階では事業自体が白紙の状態でございますので、先ほど申し上げましたとおり、プール建設の方向性を出す中で補助の採択要件等も含めまして基本計画の中に盛り込んでまいりたいというふうに考えておりますので、今の段階での補助率の言及は避けさせていただきます。

なお、参考までに、社会体育施設整備補助金等の該当になりますと、おおよそ3分の1の国庫補助が得られるというような情報も入っております。

以上です。

○議長（小川洋一君） 益子純恵さん。

〔5番 益子純恵君登壇〕

○5番（益子純恵君） 町民プールを新設してそれを学校の授業にも活用するという方向性が示されておりますけれども、場所についても、今ある町民プールの場所に新設するというような考え方ではなく、どこに町民プールをつくっていくのが一番適切なのかも検討していただきたいと思います。

全国的に見ますと、やはり民間のスイミングスクールのプールを活用したり市民プールを活用したり等、さまざまな形態で授業が行われるようになってきております。茨城県牛久市にあるひたち野うしく小学校では、学校施設の端に屋内プールをつくり、NPOがプールの管理や指導をしているようです。授業以外では市民にも開放されており、理にかなった公共施設として利用されております。

こういった先進地の例を調査しながら、小学校のプールのあり方、町民プールのあり方について検討していただけたらと思います。現状でそういったプールの整備計画等があるのであればお示しいただきたいと思います。

○議長（小川洋一君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（佐藤裕之君） お答えします。

ご質問の現状での町民プール整備計画についてのご質問ですが、昨年3月に策定いたしました公共施設等総合管理計画におけます町民プールの位置づけにつきましては、夏季の営業だけでも年間1,000人を超える利用者がある施設であります。建築後40年が経過し、管理等々大規模改修は行われていない状況でありまして、今後の維持管理、修繕費等の増大が予想されることから、今後、方針を含めて検討すべき施設であるとの結論づけであります。

町民プールの必要性につきましては、町民がいつでも気軽に自由にスポーツできる環境づくり、子供の健やかな成長や町民の健康増進の観点、また学校教育における教育課程での体育授業への対応などからも、町民プールは貴重な体育施設であります。その必要性はこれからも変わらないと考えておりますことから、少子・高齢化の進展も踏まえ、大きな競技会などの開催施設につきましては町外の現有施設での機能分担などを考慮し、当町においては学校教育型と健康増進型の両面の施設機能を基本とし、今後、町民ニーズの把握、関係団体の意向も確認し、議会の皆様ともご相談させていただきながら、機能、規模、スケジュール等、整備内容について先進事例も参考にさせていただきながら精査しながら、本年度中には振興

計画実施計画とも整合性を図りながら限られた財源の中で検討してまいりたいというように考えております。

○議長（小川洋一君） 益子純恵さん。

〔5番 益子純恵君登壇〕

○5番（益子純恵君） 今年度中に検討していただけるということで、大変スピーディーな対応をしていただけると確認いたしました。

昨日の一般質問の中でも、町長は子供は宝ですとおっしゃいましたっておられました。最近の子供の運動不足、肥満も大変な問題になってきております。しかしながら、川での遊泳が危なかったりですとか、プールが暑くて使えないですとか、さまざまな理由で子供が水に親しむ機会が大変減ってきております。安全を確保しながら、未来を担う子供、そして町民の健康増進、生活習慣病の予防、介護予防についてしっかりと考えていただきまして、全天候型のプール、そして1年中使えるようなプールというものを早急に整備していただけるよう要望いたします。改めて町長の考えを伺います。

○議長（小川洋一君） 町長。

○町長（福島泰夫君） すばらしいご提案をいただきまして、担当のほうからも今の町民プールの整備計画についてご説明を申し上げました。

今、益子議員のおっしゃいますように、まさに子供は宝でありますし、学校の授業でのプール、これは水に親しむ時間、先ほど議員がおっしゃいましたように、天候の理由、あるいは暑過ぎて入れないとか、そういう日を一日でも減らす、予定された授業、当然、町民プールで授業を行えばそこへ送迎して集中的にプールに入ってもらい、このような形になるかと思いますが、子供たちが楽しく、ロスタイムのないような形でプールの授業ができるようにしてまいりたい、このように考えております。

担当のほうでもしっかりと今計画を立てているところでございますので、皆様のご意見等も拝聴しながら進めてまいりたい、このように考えております。

○議長（小川洋一君） 益子純恵さん。

〔5番 益子純恵君登壇〕

○5番（益子純恵君） やはり子供は町の宝ですので、子供の健康増進、そういったところを一番に考えていただきまして、また町民の皆様の健康ということもしっかりと考えていただきまして、早急に計画をして早目に町民の皆様が使えるような形で整備をしていただきたいと思っております。

以上で私の一般質問を終わります。

○議長（小川洋一君） 5番、益子純恵さんの質問が終わりました。

ここで休憩いたします。

再開は11時10分といたします。

休憩 午前10時54分

再開 午前11時10分

○議長（小川洋一君） 再開いたします。

◇ 川 上 要 一 君

○議長（小川洋一君） 11番、川上要一君の質問を許可します。

川上君。

〔11番 川上要一君登壇〕

○11番（川上要一君） 11番、川上です。

今定例会の最後の質問となります。皆様には建設的なご答弁をいただきますようお願い申し上げます。

防災ハザードマップの質問となりますので、まず、この7月、西日本を襲った大豪雨、そして今般の台風21号によりまして尊い命が奪われました。亡くなられた方々に哀悼の意と被災された皆様にお見舞いを申し上げたいと思います。

通告に従いまして2つの項目について質問をいたしたいと思います。

まず1番目、那珂川町ハザードマップの見直し・再点検についてであります。

近年、全国各地で豪雨による洪水、山地崩壊等の大災害が頻繁に発生しており、いつどこで集中豪雨が発生するかわからない地球規模の異常気象の中に私たちはあります。那珂川町も大・中・小の河川を抱えておりまして、加えて町の多くの部分が中山間地であります。このような記録的な豪雨がありますと、それによりまして避難勧告、避難指示等が出された場合、現在のハザードマップで対応し切れない避難経路、避難の場所等の見直し、これはどう

しても再点検が必要であると私は考えます。

先ごろ県の報告というか報道がありまして、20年前の那須水害がありましてその総括であります。近ごろの頻繁な大災害はいつ起こるかかわからない、今までは100年、150年に一度の大洪水、浸水を想定してハザードマップをつくっていたと思うんですが、今回、今までのハザードマップでは対応し切れないということがありまして、国の法律の改正に伴いまして県でもハザードマップの見直しをしておこうかというようなことが書いてありました。

各関係市町では今ハザードマップの見直しを始めているということですので、その点についてお考えをお聞きしたいと思います。

○議長（小川洋一君） 町長。

〔町長 福島泰夫君登壇〕

○町長（福島泰夫君） 那珂川町ハザードマップの見直し・再点検についてのご質問にお答えをいたします。

町で作成しておりますハザードマップは、平成25年2月に全戸配布いたしました那珂川町防災マップとなっております。ハザードマップとは、発生が予測される自然災害について、住民等の避難に活用されることを目的として作成されております。町の防災マップには、土砂災害特別警戒区域、土砂災害警戒区域、浸水想定区域について、その被害の及ぶ範囲、避難場所等が盛り込まれております。また、裏面には風水害・土砂災害避難に対する心得や行動が記載されております。

浸水想定区域は、那珂川の氾濫による浸水を想定し想定区域、想定水深が記載されておりますが、平成27年5月に、那珂川水系那珂川の洪水浸水想定区域、浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間が変更となり、修正が必要となっております。また、栃木県においても県防災計画の見直しを行っております。

このようなことから、今後、町においても避難所や避難経路の見直しを行うとともに防災マップを刷新し、地域住民に周知していきたいと考えております。また、行政区を中心とした地域での防災訓練を実施いただけるよう、日ごろから防災意識の向上と理解促進に努めてまいります。

なお、今年度から避難所案内看板を継続的に設置してまいります。

○議長（小川洋一君） 川上要一君。

〔11番 川上要一君登壇〕

○11番（川上要一君） ただいま町長から詳しく、今の町での進捗状態ですね、防災に向け

での、防災マップと当町では言っておりますが、その再点検を今しているところだということでもあります。

今まで100年、150年に一度の洪水、浸水する地域というのを想定してこのハザードマップがつけられていたわけですが、県のこの間の報告によりますと、1,000年に一度の大災害も想定したハザードマップですか、見直さなくてはならないということが報道されておりました。

まず、当町には大きな河川が那珂川、武茂川、そして中小河川が本当に数多くあります。そのような河川の中で河川改修や堤防の改修等々今行われておりますが、まず100%というのは、これは大変な時間がかかるし大変な予算もかかります。ですから、今、町長が言われたように、ハードも大切ですがその防災に対してのソフトですね、住民と行政、消防、いろんな方々が連携して防災訓練を頻繁に行っていくことが本当に大切だなというふうに常々考えております。

東日本大震災の津波の折にも、ある小学校では日頃の訓練、そのときの対応に当たりまして一人も犠牲者を出さなかったということでありました。また、ある小学校では対応の決断がおくれまして多くの犠牲が出されたということも、本当にこれは大変な教訓になると思います。

常々の町民を巻き込んだ、これは行政が100%やるというのはなかなか難しいと思うんです。人の命を守るのは、行政と色々な関係の皆さんと子供たち、そして住民ですね、常々、総合訓練、また町内においては机上訓練でもいいと思うんです。ここに災害が起きたときにはどうするというのを総合的にやっておけば、対応が速急にできるということもありますから、大・中・小河川の氾濫とあわせて今般の西日本の大災害は山地崩壊による集落の陥没というか、土砂による集落崩壊ということになりました。この我が町では多くの中山間地、谷等いろいろありますから、いざ、あのような短時間で記録的な降雨量があった場合にはあいうことも起きちゃうのかなというふうに心配をしておりますので、まず、先ほど町長が申されたように、日ごろの訓練を、防災訓練を、町民みんなを巻き込んだ防災訓練をお願いしたいと思います。再度、担当者か町長からあればよろしくお願い申し上げます。

○議長（小川洋一君） 町長。

○町長（福島泰夫君） 防災訓練についてでございますが、これはたびたび、区長様を中心に行政区単位でやってくださるよう、こういうお願いをしておりますし、各行政区あるいは自治会において実際にやっていただいているところもございます。できれば全町でやっていた

だきたいと思っておりますので、またさらに区長様にお願いをしていきたい、このように思っています。

それと、災害は、先ほど川上議員がおっしゃいましたように、大きな川の近くもあれば当町のように山間部もある、各地域によって条件が違います。それぞれの災害の場合の避難経路とかも変わってまいりますので、それと想定される雨量とかも変わってきています。ですから、防災マップにつきましては、今、県がそちらを見直しておりますので、そちらと整合性をとって当町でもつくっていききたい、このように考えています。

それと、今、暮らしのガイドブックというのを編集中でございます。多分10年以上更新していなかったんじゃないかと思うんですけども、そういう中にもこのハザードマップあるいは防災マップ、こういうのを載せていければ、身近な所に町民の方が置いて利用していただける、こんなふうにも考えておりますし、このガイドブックの更新も10年もいかないでもうちよつと短期間で更新できるような、そんな施策も考えてまいりたいと思っております。

○議長（小川洋一君） 川上要一君。

〔11番 川上要一君登壇〕

○11番（川上要一君） 町長から今お話がありましたとおり、防災マップをいただきましたが、本当に町民一人一人あれを完全に理解しているか、自分たちが住んでいる地域がどんなところにあるんだということ、危険性があるのか、洪水が起こるのか、山地崩壊が起こるのかということ、また洪水浸水地域であるのかということを理解していない町民の方々が多くいます。今、町長が言われたように暮らしのガイドブックを更新なさるようでありますから、町民が見やすいガイドブックをおつくりになって町民にさらに意識の徹底を図られたいと思います。

それから、我が那珂川町は高齢化が進んでおりますから、いざ何かというときに高齢者を含めた、また子供たち、弱者を含めた避難というのはなかなか難しいと思います。西日本の大豪雨の際にも、地域の一人一人の、隣から隣への声のかけ合いでその集落は一人も犠牲者を出さないで済んだということもありますし、たまたま、大豪雨のときには夜はなかなか逃げられないから垂直避難ということで2階に避難した人もいると思います。

そういう中でも、あのような記録的な豪雨のときには家ごと持っていかれちゃって集落が沈んじゃうということがありますから、地域の自治消防団を絡めて、あのうちには誰々ちゃんがいる、おばちゃんがいるということを地域の消防団員の人は逐一把握しておりますから、それらも含めた常日ごろの訓練が非常に重要であると思っておりますので、弱者、高齢者を含めた

防災訓練を、さらに今の自治会等々でやられているということでもありますから、それらも含めて町長、提案していければいいなと思うんですが、よろしくどうぞお願い申し上げます。

○議長（小川洋一君） 町長。

○町長（福島泰夫君） 議員のおっしゃるとおり、自治会等にお願いしていきたいと考えております。

それと、先ほど暮らしのガイドブックに防災マップ、ハザードマップを載せたいという話を申し上げましたが、現在の暮らしのガイドブックは年が明けたら配付できるぐらいのスケジュールで、今、編集作業中ですので、今回のガイドブックには間に合わないということをお願いいたします。よろしくお願ひいたします。

○議長（小川洋一君） 川上要一君。

川上議員、もう少し大きい声で、ちょっと聞こえないものですからよろしくお願ひします。

〔11番 川上要一君登壇〕

○11番（川上要一君） わかりました。少し元気を出してやりたいと思います。

今、町長からご答弁がありました。暮らしのガイドブックには今回は載らないということですので、町民一人一人にさらに徹底を図るべく諸努力を重ねていただきたいと思います。1番目の質問については以上で、次に移させていただきます。

2番目なんですが、那珂川町農畜産物処理加工施設について、通称みそ加工場とご婦人方が言っておりますが、このことについて質問をさせていただきます。

農畜産物処理加工施設は、平成3年、新農業構造改善後期対策事業によりましてJAなす南の小川支所西側に設置され、建築以来、地産大豆による減塩みそづくりで多くのグループや団体が利用されております。施設の老朽化を踏まえて次の点についてお伺いをいたします。

まず細目1ですが、みそ加工施設の利用状況をお伺いいたしたいと思います。

細目の2番ですが、長年の利用により機械が老朽化いたしまして、電気設備や高温の蒸気設備などについて利用者から施設改善の要望が多く出ております。設備の修繕・改善の考えはあるかどうかお伺いをいたしたいと思います。

細目の3ですが、施設の建設当時、栃木県では、 hypertension 疾患、脳疾患の発生率、またそれによって亡くなる人が極めて全国的に高い状況にありました。それらを踏まえまして、栃木県全県を挙げて減塩運動を推し進めてきました。町でも、生活改善クラブや健康福祉課等々が町民を含めてそのような減塩運動を進めてきたところでございます。当町のそのような疾患等、脳疾患を原因とする死亡者のここ数年の推移がわかればお伺いをしたいと思います。

細目の4ですが、減塩運動と疾患予防のために地産大豆による減塩みそ加工というのは、これは推奨できるものと私は考えますが、町としてどのようにかかわっていくのか、その辺についてお考えをお伺いしたいと思います。

以上4点お願い申し上げます。

○議長（小川洋一君） 農林振興課長。

○農林振興課長（坂尾一美君） 那珂川町農畜産物処理加工施設についてのご質問にお答えいたします。

1点目、施設利用状況についてですが、加工施設の加工形態は、みそ、ジャム、漬物加工が可能です。みそ加工は、1回の製品加工に3日を要します。仕込み期間の12月から翌年3月の期間に昨年度は24団体の利用があり、利用日数は75日、利用者数は161人、加工されたみそは約8,500キログラム加工されております。過去5年を見ますとほぼ同じ団体数の利用となっております。ジャム加工の利用は昨年度1団体、2日利用され、漬物加工の利用はありませんでした。

次に2点目、老朽化機械器具設備の修繕についてですが、機械器具設備は老朽化が進んでおり、旧式の機械で手間のかかる加工作業にご不便をおかけしますが、現在設置されている機械器具設備の故障箇所を随時修繕することで管理運営してまいりたいと考えております。

○議長（小川洋一君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（立花喜久江君） ご質問の3点目、血圧疾患、脳疾患を原因とする死亡者数の推移についてですが、血圧、脳疾患は循環器系の疾患ですので、現在公表されている県人口動態統計から那珂川町の循環器系疾患の原因による死亡者数を見ると、平成24年は90人、平成26年は85人、平成28年は78人と減少してきており、そのうち脳血管疾患が原因による死亡者数は毎年30人前後で推移しております。

次に4点目、減塩運動と疾患予防についてですが、健康福祉課としましては、まず減塩運動については、以前より健康増進事業として実施している健診、保健指導、栄養相談会、教室など、機会あるごとに町独自のパンフレット等を作成し普及・啓発を行っております。

また、町の健康づくりを担う食生活改善推進員が平成26年度より地域の各家庭を訪問し、みそ汁の塩分を測定する減塩推進スキルアップ事業を行っており、塩分測定器を持参し測定しております。その機会に高血圧予防のパンフレットや減塩料理のレシピを紹介したりなどして、地域全体に普及するよう活動しております。

また、一昨年度の健康福祉まつりにおいては、来場した方々へ適正塩分みそ汁の試飲を実

施いたしました。その際、実際に家で飲んでいるみそ汁と試飲したみそ汁の比較アンケートを160人の方に実施させていただきましたが、約6割の方が会場で試飲したみそ汁のほうが薄いと回答していましたので、これからも機会あるごとに普及・啓発を継続していきたいと考えております。

さらに、今後は、そのほかにも漬物、食事の味つけの工夫などについて、町管理栄養士を中心にケーブルテレビなどを利用した普及活動にも積極的に実施していきたいと考えております。

疾患の予防については、昨日の大金議員の一般質問の中で答弁させていただきましたように生活習慣病の予防と考えますので、定期的な健康診断でご自身の健康をチェックし、疾病が疑われる場合は早期治療と生活習慣の改善をしていくことかと思っております。町では、町民の方が生活習慣病予防に取り組めるよう各種健康増進事業を展開し、サポートをしていければと考えております。

○議長（小川洋一君） 川上要一君。

〔11番 川上要一君登壇〕

○11番（川上要一君） それでは、細目について再質問をさせていただきます。

建設以来、各団体・グループが、みそづくりの期間12月から3月、4月ですが、土日をまたいで3日、4日かかりますが、多くの団体が利用されております。リピーターというか、毎年毎年お母さん方が中心に利用され、減塩のみそづくりがなされております。そのような中で、みそづくりの機械装置の操作というのは、ほとんどの女性グループのリーダーがここを開設以来ずっと続けてきております。そのような観点から大変な業務をリーダーの方々がやってくれているなということでもあります。

利用状況は、当町の施設の中でも、箱物は余り要らないよと言う人もいますが、あの施設は健康増進のためにも大いに役立っているんじゃないかなというふうに、多くの方々が使っているのだから利用度も高いんじゃないかなというふうに感じております。実際そのような人数も出ましたので、今後どのように持っていくのかというようなことはこの後の細目でお尋ねしたいと思いますが、その利用状況はわかりました。ありがとうございます。

そのような中で、この施設は長年の利用によりまして機械設備も老朽化しております。電気設備やら、蒸気を使うものですかのような高温蒸気の設備も、お母さん方がいろんな補修方法をしながら使っているというのが現状であります。利用者の多くの方々には、この施設、これだけみんなで使っているんだから何とか修繕というか、施設の更新・改善というの

はできないのかなというようなこともあります。その点について担当課長の考えをお聞かせいただければと思います。

○議長（小川洋一君） 農林振興課長。

○農林振興課長（坂尾一美君） 施設は確かに、機械器具設備がもう老朽化しているのは間違いありません。間違いありませんが、特段、精密機械で動かしているわけではございませんので、メンテナンスをしっかりと、随時、修繕箇所を直すことによってまだまだ使える施設ですので、長く使っていきたいというふうに考えております。

○議長（小川洋一君） 川上要一君。

〔11番 川上要一君登壇〕

○11番（川上要一君） 課長の物を大事にするという気持ちはわかります。町のいろんなことを考えても修繕しながら長く使っていくという、担当課長としてはそのような答弁だとは思いますが、利用者からすると、今、新しい施設というのはまた違った、使いやすいというようなこともありますから、それらを踏まえまして、設備開始以来、相当な期間が経っておりますから、その施設を実際に町長等にも見てもらって、こういうところでやっていたのかということで、これは改善の余地があるなということを考えていただければいいなと思っております。生活改善の女性グループのリーダーの方々もそのように常々おっしゃっておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

細目2については以上で終わります。

細目3に入ります。

施設の建設当時、先ほども申し上げましたが、循環器系の疾患、血圧、脳疾患・脳梗塞等により死亡する割合が、栃木県は東北の岩手、青森、秋田等に次いでワーストファイブにずっと入っておりました。その発生率のポイントは、先ほど課長から言われたとおり年々下がってきております。これは健康診断やドックやいろんな生活改善の教室やらそういうものが、この脳疾患の最大の因子となる食塩の摂取量だそうです。それらを抑えるという運動の結果があらわれてきたのかなというふうに感じております。医療技術も相当、何十年かの間には発達しましたので死亡率がぐっと下がって、以前はこの脳疾患関係が断然、死亡率の1位だったんですが、今は3位、4位になっております。これらもいろんな運動によって下がってきたのかなというふうに思っております。

当時は、栃木県内でも県東・県北地域がその発生率が高いというふうに私どもも県の関係者から言われておりました。先般、県のホームページを調べてみますと、県北の大田原保健

所ブロックの発生率を見ましても、県の平均と比べて1ポイント上がったぐらいですね。ほぼ同等になってきたというふうになっております。これらもいろんな運動でこの成果が出てきたのかなというふうに思っております。

それでは、このみそ加工場、減塩みその加工というか、それについて成果が出てきたということで第3の細目については以上で終わりにしたいと思います。今後とも、町民の健康増進にはいろんな方面で町、行政としてかかわって行って、健康増進にかかわってくれればよいなと思っております。

最後に、減塩運動とその疾病予防のために地産大豆による減塩みそづくり、みそ加工はこれは推奨できるものと私は考えます。町は、この施設のあり方、そしてみそ加工についてどのようにかかわっていくのかお考えをお伺いしたいと思います。

○議長（小川洋一君） 町長。

○町長（福島泰夫君） 減塩みそと健康、それから加工場の問題にあわせてご答弁を申し上げます。

今、みそ加工場を町長にも見ていただきたいという発言があったんですけども、私はしっかりあそこで作業をさせていただいています。それで、機械もまだ直せばもつ、ただ消耗品については更新をしなければいけない、それと、使っている人がみずからできること、これはしっかりとみずからやっていかなければいけないし、管理についても衛生面についても、使う人がしっかりとやらなければいけない。これは使う人みんなが心得ていてほしいことだと思っております。

それで、今使っている方々で、減塩、健康のためにみそづくりをしていると考えている方がどれだけいらっしゃるか、これはちょっと、設立当初からもう30年近い、二十五、六年はたっている施設でございますので、当初の健康のための減塩みそづくり運動と、現在のみそをつくっていらっしゃる方の考えは若干変わっていると思います。

それは、例えば塩にしても、普通のJ Tの塩ばかりじゃなくていろんなところで塩を売っています。海外から持ってきた塩だとか、海水から精製した塩だとか、いろんな岩塩からつくった塩とか、それぞれ皆さんがこだわりを持ってそういう材料を持っています。それと、大豆についても、ご自分でつくった大豆、あるいは健康のためにおいしいからといって青大豆を使ってみそをつくっていらっしゃる方もいます。

ですから、今、健康、いわゆる減塩とみそ加工を結びつけるのはかなり無理があるかなと、こんなふうに私は考えております。しかしながら、健康のために減塩運動、みそを食べる、

あるいは漬物にしても昔よりは塩辛いものを避ける、これはもう当然、各家庭の中で漬物にしてもおみそにしても、昔と比べたらはるかに減塩になっている、このように考えております。

それをさらに健康福祉課を中心に健康診断、あるいはその健康診断の後、招待状をいただく方もあろうかと思えますけれども、そういう健康指導の中でしっかりと受けていただき、指導員の言うことを聞いていただく、これも大事なことだと思えます。何よりも健康診断を受けていただくこと、この受診率のアップをしっかりとしていただきたく、取りとめのない答弁かとは思いますが、私の答弁とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（小川洋一君） 川上要一君。

〔11番 川上要一君登壇〕

○11番（川上要一君） 町長から今、総合的にご答弁をいただきました。まさにそのとおりだと思います。

この設備をつくったときにはこのような大切な考えのもとに設備をされたと思うんですが、それらも踏まえて私どもは二十何年か続けてきて、お母さん方もそのような考えでやってきた人が多いと思いますが、今の若い人たちはそれはわからないということもありますから、さらに多くの町民に今の町長の考えと施策をもって、町民が健康でいられるようにいろんな場で、またこの施設も再点検をして、本当にだめな場合には、修理が必要な場合にはどうぞ使っている皆さんのために改善を申し上げまして、以上で質問を終了させていただきます。ありがとうございます。

○議長（小川洋一君） 11番、川上要一君の質問が終わりました。

以上で一般質問を終了いたします。

◎散会の宣告

○議長（小川洋一君） 以上で本日の議事日程は全て終了しました。

本日はこれにて散会します。

ご起立願います。

ご苦労さまでした。

散会 午前 1 1 時 4 8 分